

障がい者差別のない社会をめざして

4月1日から障害者差別解消法が施行されました

この法律は、国・県・市などの行政機関や、民間事業者による障がいを理由とする差別をなくし、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会をつくることを目的としています。

◆障がいを理由とする差別とは？

正当な理由もなく、障がいがあるということとを理由に、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明(知的障がいなどで本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが補佐して意思の表明をすることもできます)があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(※1)を取り除くために必要な合理的な配慮(※2)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※1.社会的障壁：障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの。

例えば、通行や利用しにくい施設、利用しにくい制度、障がいのある人に配慮していいない習慣・文化、障がいのある人への偏見など

※2.合理的な配慮の例：車イスの人が乗り物に乗るときに手助けをする、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応するなど

◆障がい者差別のない社会の実現のために

障害者差別解消法の理念を実現していくには、一人ひとりの障がいに對する適切な理解と配慮が不可欠です。差別と解釈される事例では、互いの意思疎通や理解の不足が原因となっている事例も見受けられます。法に定められたから義務としてやるという姿勢ではなく、事業者や障がい者が歩み寄り理解を深めていくことが、差別解消の第一歩につながります。

《今月は、社会福祉課が担当しました》



後期高齢者医療 からのお知らせ

平成28・29年度の保険料率を改定します

高齢化や医療の高度化などで医療費は年々増加しています。保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、4月から保険料率を改定します。

() は前年比

被保険者均等割額	45,242円 (+356円)
所得割率	8.94% (+0.21%)

※年間保険料の上限額 (57万円) は変更ありません。

問 保険年金課(東庁舎)

☎71・2324 ☎72・2460

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077・522・3013

保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます

■均等割額が5割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が次の計算式を超えない人

改正前	「基礎控除額 (33万円)」 + 「26万円×世帯の被保険者数」
改正後	「基礎控除額 (33万円)」 + 「 <u>26.5万円</u> ×世帯の被保険者数」

■均等割額が2割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が次の計算式を超えない人

改正前	「基礎控除額 (33万円)」 + 「47万円×世帯の被保険者数」
改正後	「基礎控除額 (33万円)」 + 「 <u>48万円</u> ×世帯の被保険者数」

※均等割額9割軽減、8.5割軽減に該当する人は変更ありません。

※平成28年度の保険料額は27年中の所得が確定した後、7月中旬に個別通知します。